

〔史料紹介〕

関西大学図書館所蔵

「京都上京伊勢屋九郎兵衛文書」(その一)

藤 田 恒 春

先年関西大学図書館が購入せられた「伊勢屋九郎兵衛文書」は、同館が精力的に蒐集している近世古文書群のなかで特異なものの一つと言える。①「伊勢屋九郎兵衛文書」は、先づ全点裏張文書であること、断簡類を含めその大半が書状であること、年紀記載のある文書を含め様式、書体などからその殆んどものは近世初期のものであること等の特色を持っている。

近世初期文書と考えられる根拠として書状のなかに「いすはんや」、「しやむろ」、「かほちや」、「るすん」、「黒舟」、「帰朝」、「白糸」等の文言が散見されること。また、差出人のなかに、近世初期上方行政機構のなかで手腕を揮った小堀遠江

守政一の備中国奉行時代における現地の代官の一人であった深町喜左衛門の書状が六通含まれていること等である。②

この外にも小堀の備中国奉行在職中に現れる現地での代官と考えられる杉村作二、杉村新丞、勝田左近等の書状が含まれている。経歴未詳の山田宗味書状には「遠江守」、「ふしみ」と言う文言がよく見られる。右の深町、杉村の存在を考えるならば、右の「遠江守」は小堀政一その人であり「ふしみ」は伏見奉行在職中の「小堀」を指したものと考えて差し支えないだろう。③このことから「伊勢屋九郎兵衛文書」のおよその年代の枠を絞ることができよう。

年紀記載のある文書のなかに「糸」の取引に関わるもの

があり、その大半が不完全な形とは言え、史料価値は尠なくないように思われる。

「伊勢屋九郎兵衛文書」は、書状の宛名の殆んどが「いせや」と書かれていることに由来する。現在四個の帙に保存されている。裏張文書と言う性格上、大部分は完全な形をとどめておらず、僅か二～三行のみと言うものまである。一点宛台紙に貼られ、断簡類は一枚の台紙に二～三点貼られている。四個の帙で合計六八八点あり、完全なかたちをとどめているもの、また意味を取りうるものは半数程である。

年紀、干支記載のあるもの、或いは推定できるものは一七点、上限は慶長九（一六〇四）年、下限は延享二（一七四五）年である。但し、一七点のうち慶長以外のものは延享二年の「畑請状」（9号）のみである。このことから「伊勢屋九郎兵衛文書」が反故となり裏張に利用された時期を近世中期以降と推定できる。

宛名が「伊勢屋」であることから差出人の多くは商人で、なかでも同族の一人と考えられる堺の伊勢屋二郎左衛門秀弘のものが二二通含まれ、同じ堺の雀屋久兵衛、丸屋又兵衛からのものも多く含まれている。

右のほかには天王寺屋甚三郎、山か屋二郎兵衛、橘屋喜兵衛吉弘、池田屋新左衛門、伊勢屋善七、綿屋小八郎、大黒屋次大夫、菊屋弥兵衛、尼崎屋新右衛門、飴屋弥八郎、雀屋定

有、はく屋そう兵衛、飴屋清兵衛、具足屋源左衛門、銭屋善四郎、伊勢屋弥兵衛等、屋号を名乗る者からの書状が多い。このほか「こや」、「こち」、「たい」、「めうい」、「いし」等、女性からの書状が多く含まれていることも特徴的である。

ところで「伊勢屋」は何処の商人であったのであろうか。伊勢屋二郎左衛門秀弘の書状は「堺」と記されており、その他の書状にも「堺」と記されたものが多い。このことから「伊勢屋」は堺の商人ではなかったと言える。八月二六日付入□新右衛門書状や一月一三日付いし消息には「大坂」と記され、また四月一九日付小□太郎右衛門書状には「伏見」と記されている。右のことから堺、大坂、伏見に居住していたとは考えられない。年月日未詳九郎兵衛書状案に「今日北野辺遊山之事、一段可然儀候、乍去少不叶用にて大坂へ罷下可申」（傍点筆者）と、あることから「伊勢屋」は京都に住う商人であった可能性が認められる。

小堀政一備中国奉行時代の現地での代官であった杉村新之丞が五月十八日付で甚左衛門へ宛てた書状（30号）のなかに「上京いせ屋九郎兵衛」と言う文言が見られる。この「いせ屋九郎兵衛」こそ他の書状に頻出する「いせ屋九郎兵衛」と看做すことができよう。従って、ここでは「伊勢屋九郎兵衛」を京都上京に住う一商人として置く。

また、「伊勢屋九郎兵衛文書」の「伊勢屋」の生業について

ては、年次未詳九月一日付坂主水書状の宛名が「いとや九郎兵衛」とあることから織物乃至糸の取引に関わっていたのではないかと思われる。この「伊勢屋」については他の記録類で確認しえていない。早く退転したと考えられるが、今後の検討を俟ちたい。

なお「伊勢屋九郎兵衛」は13号史料に拠ると「長井九郎兵衛」を名乗っており、「長井」が本姓であったことが知られる。

次に「伊勢屋九郎兵衛文書」の伝来に就いて若干触れて置き度い。この文書は古書肆を通じ購入せられた関係上、その出所に就いては審かでない。

『岡山県史』第二十六巻所載の「岸本家文書」には興味深い解説が附されている。「香川県綾歌郡多度津町、岸本濟氏は、収集された古い襖の下張りから、慶長・元和期の備中における、米・鉄等の請取切紙約二百点(断片も含む)を発見されて香川県教育委員会へ寄贈^⑥されたとあり、『岡山県史』には後に発見されたものを含め二四八点収載されている。「岸本家文書」は、全点裏張文書であること、慶長・元和期の文書である、と言う際立った特色を持っている。これは「伊勢屋九郎兵衛文書」と相通じるところが認められると言えよう。「伊勢屋九郎兵衛文書」に現われる杉村作二、杉村新之丞、深町喜左衛門は「岸本家文書」にも現われる。「岸

本家文書」4、9、16、18、19、24号に見える「長□弥太郎」は、「伊勢屋文書」の卯月二十五日、同晦日、年月日未詳の差出人である「長□弥太郎」と同一人物と考えられる。「岸本家文書」には「長□左兵衛」19号、「長井七郎右衛門」40・42、43号、「長井近右衛門」31、32号などの長井姓を名乗る者の名前が見える。

このことは「伊勢屋九郎兵衛」が長井氏を本姓としていたことと全く無関係ではないのではないか。「伊勢屋九郎兵衛文書」のなかに小堀政一備中国奉行時代のものと考えられるものや、鎖国が確立する以前のもの多数多く含むことは、「岸本家文書」が慶長・元和期の文書であることと符合するように考えられる。性急な推断を下すことは慎まねばならないが、「伊勢屋文書」と「岸本家文書」は本来一つのものであった可能性があるかも知れないことを指摘して置き度い。

最後に「伊勢屋九郎兵衛文書」の形態などに就いて触れて置く。原型をとどめていないものが多いが、形状は折紙が多く、花押を書いたものが殆んどである。料紙は裏張文書と言う性格上、茶褐色に変色しており、判然としない。

本『史泉』の紙上をお借りし、紙幅の許される限り「伊勢屋九郎兵衛文書」の釈文を掲載して行く予定である。裏張文書のため前後欠、破損・切損、磨滅による解説の困難性を来している。このため誤読等の虞れ多いことを序めお断りして

置きたい。

個々の文書については最後に若干の解説を附ける予定である。なお、人名、固有名詞等について諸賢兄弟よりの御垂示を仰ぐことを併せ記して置く。

註

- ① 一九七七年五月、古書肆を通じ購入され、現在図書館に襲蔵されている。尚、本文書掲載につき閲覧参考課の葛馬寿秀氏の御厚配を得た。記して謝意を表します。
- ② 小堀政一は、父新助政次の時より「備中国御仕置」に関わっており、その時期は元和五（一六一九）年近江浅井郡小室へ転封となるまで続いたと思われる。（佐治重宗氏所蔵文書）尚、深町については、人見彰彦氏が触れておられる。『備中国奉行小堀遠州』七三頁、一九八六年 山陽新聞社。
- ③ 「元和九亥之年、臥見町御仕置被仰付候」と、伏見町支配に関わった。（佐治重宗氏所蔵文書）
- ④ 「鉄炮衆」を組織していたと言われる。人見前掲書、七一頁。
- ⑤ 「伊勢屋九郎兵衛」は糸割符仲間の記録である『糸乱記』には見えず、また「現糸割符連綿録」にも見えない。（仲村研「西陣渤海家所蔵『現糸割符連綿録』」「社会科学」24、一九七八年）また京都の諸商売等を記した「京羽二重織留」、「京羽二重」などには、両替商、諸国買物問屋として多くの伊勢屋が存在しており、「伊勢屋九郎兵衛」との関係は特定できない。（『新修京都叢書』第二、二二一・五〇四・五〇七・八・五六四～八頁）

- ⑥ 『岡山県史』第二十六巻 諸藩文書、二四頁、一九八三年
- ⑦ 同右、三二～三五頁。
- ⑧ 同右、三八・四〇～一・七二頁。

凡例

- 1、文書の配列は書状以外のものを先に載せ、そのあとに書状を、人名別に掲載する。
- 2、各文書には文書番号を附し、ゴシック体活字で示し、その下に料紙の法量を示した。
- 3、料紙については、堅紙以外は（折紙）と、文書名の下に注記した。
- 4、文字は原則として常用字体を用いた。但し、江・与・而・者・ゝなど、残したこともある。
- 5、改行は「」で示し、折紙の場合の折返しは「」で示した。
- 6、本文と区別すべき部分は「」で括り、（端裏書）、（後筆）などと注記した。
- 7、原本に塗抹等のある場合にはその文字の左傍に「」で示し、書き直した文言を右傍に示した。抹消した文字が不明のときは、その字数を推定して○を以て示した。
- 8、原本の磨滅、蠹損などにより文字が判読できない場合には、字数を推定して□で示し、推定できない場合には「」で示した。
- 9、誤字、宛字などの場合には、その文字の右傍に通用文字を注し、意味不通のものには（……カ）、（ママ）などを注記した。
- 10、料紙に欠損のあるものは（○前欠）、（○後欠）と示した。

11、花押、印章は（花押）、㊦と示した。

12、通読の便のため、便宜読点・並列点を加えた。

13、編者の附した注記には、該当箇所に*を付け、各文書の末尾に掲げた。その他編者が附した傍注はすべて（ ）を以て示した。

1 五月御服請取状*

タテ三〇・一
ヨコ三三・一〇

五月御ふくうけ取申候覚

一六十め 色なしたん(後) ひこ殿へひとへ物 菘たん

一四十三匁 からしま(漢島) かうさうすへひとへ 菘たん

一四十三匁 からしま* ひこ殿へひとへ 菘たん

一六十め 御あわせのうら*** 大さか御うへ様 菘たん

一九十六匁 そめかたひら(染 稚子) ひこ殿 一ツ 美作殿

一たんニ付十六匁ツ、 西丸殿 一ツ 市正殿 六たん

一ツ 上総殿

一百拾貳匁 白かたひら(稚子) ひこ殿 一ツ 織戸殿 一ツ 美作殿

一たんニ付十六匁ツ、 西丸殿 一ツ 与一殿 七たん

一拾三匁 だかみや(高宮) ひこ殿へ 老たん

慶長十一年

如月廿一日 (○後 欠)

元知 (花押)

*紙背に書状下書あり

**この部分に「九鎖老 九鎖老」とある

***この部分に「元知老 常味」とある

2 伊勢屋九郎兵衛銀子預状

タテ二六・九
ヨコ二九・二九

預り申銀子之事

合参貫目之事(印)

右預り申所実正也、何時「成とも御用次第急返」進可申候、

為其如此候、以上

慶長十三年 甲

いせや

七月九日 長弥太郎様

九郎兵へ(印)

右之銀子利平菘歩ノ勘定ニ而菘月ニ銀子卅匁式(分)

(○後 欠)

3 白糸買注文*

タテ二七・四
ヨコ二三・二

買注文

長キ糸巻丸

此銀九百五拾目

(後筆) 卯廿七日、宗佐渡

百五十九匁五分

卯廿九日ニ内五百目上

慶長十七

卯月八日新兵

(後筆) 「右之内百五十九匁五分、宗佐分

九郎兵様
まいる

新兵 (花押)
「残分式百九拾三匁五分
新兵へすまし申候」

かい申注文

一白糸巻丸者

此銀子貳貫九百貳拾目

(後筆) 三月四日

右一貫四百五十匁五分 左近右

慶十六

二月廿一日

(後筆) 三月六日

右ノ内銀四百八十三匁八分渡 喜七郎すミ

(後筆) 三月六日

右之内四百九十三匁八分渡 源藏分相濟

甚右衛門殿
ひのや
すこる

*全文抹消

4 長糸買注文*

タテ二八・一
ヨコ二〇・二

買注文

長キ糸巻丸

此銀九百五拾目

(後筆) 卯廿七日、宗佐渡

百五十九匁五分

卯廿九日ニ内五百目上

慶長十七

卯月八日新兵

(後筆) 「右之内百五十九匁五分、宗佐分

九郎兵様
まいる

新兵 (花押)
「残分式百九拾三匁五分
新兵へすまし申候」

*全文抹消

5 白糸買注文

タテ二六・五
ヨコ四六・九

白糸貳丸

此銀子貳貫五百八拾目

(A.P.) 壬慶長拾七年

七月廿三日

宗七

七月廿四日

良百廿九匁一分五リソ 宗佐渡

大郎兵 九左衛門

□月廿四日

銀百廿九匁一分四リソ 九左上すミ申候

七月廿四日

右之内銀百廿九匁一分四リソ 大郎兵へゝわたし

又右衛門

七月廿四日

右之内百廿九匁一分五リソ 渡濟申候

久左衛

七月廿五日

右之内百廿九匁一分五リソ 百廿九匁二分五リソ

彦兵

□月廿四日

百廿九匁一分五リソ 新兵へ濟申候

新兵

百廿九匁一分五リ過 清左衛門濟申候

清左衛

七月廿四日

百廿九匁一分

左近右

七月廿四日

右之内へ銀百廿九匁一分五リソ也 善兵分濟申候

甚右衛

七月廿四日 百廿九匁一分五リソ 甚右衛門尉上

七月廿五日ニすミ申候

善兵衛

右之内銀廿九匁一分五リソ 与太郎分

与大郎

七月廿四日

右之内百廿九匁一分五リソ 上

新二

銀百卅二匁一分 上 せうい濟申候

七月廿四日

右之内銀百廿九匁一分五リソ 彦二郎相濟

彦二郎

七月廿四日

かね百廿九匁壹分五リソ □兵衛渡濟申候

兵

右之内百廿九匁一分五リ 孫介濟申候

孫介

□月廿四日

右之内百貳拾九匁一分五リソ 四郎右衛門濟申候也

四郎兵

□月廿四日

右之内百廿九匁一分五リソ 新太夫上濟

官左

□人□銀子百廿九匁一分五リソ

四郎右衛門

此外ニ常以ニ三匁まし有

いせや 九郎兵衛殿

まいる

*全文抹消

6 白糸買注文*

タテ二八・二
ヨコ二九・八

白糸丸 銀壹貫四百目

〔^(後筆)〕 十二月拾七日

正月卅日

甚右衛門

右之内百五十五匁九分

九左衛門

二月三日 甚右衛門すミ申候

銀百五十五匁九分 相済申候

四郎兵衛

二月三日

銀百五十五匁五分五リ

〔^(後筆)〕 四郎兵衛

二月四日

渡し

二月三日 百五十五匁九分わたり

二月三日

百五十五匁九分わたり

正月廿九日

右之内百五十と五匁九分 喜兵衛渡済

正月卅日

右之内百五十五匁九分 新兵へ済

新兵へ

正月八日

右之内百五十八匁五分五リ上 但しまし共二
一人前百五十五匁九分つゝ

善七
三匁まし有

いせ屋九郎兵へ殿
まいる

*全文抹消。年次未詳なるも前号文書との関連から6・7・8号は姑くここに置く

7 糸買注文*

タテ二六・五
ヨコ二七・七

(○前欠)

三月

右之内百廿四匁四〇五〇

惣右也

正月十八日

〇月十六日

右之内百廿四匁四分 新七上すミ申候

右之内百廿四匁四分 渡すミ申候

二月六日

右之内へ百廿四匁四分

四郎兵へ渡

〔^(蓋右)〕 衛門 (花押)

新兵衛 (花押)

惣右衛門 (花押)

孫右衛門 (花押)

四郎兵衛

二月廿九日

右之内銀百廿四匁 四分五リン上

すミ申

喜七郎 (花押)

十二月十九日

銀百匁渡シ 九左衛門分相払

百匁 □ □

左近右

九左衛門

二月廿九日

右之内百廿四匁四分上 善兵衛ふん

善兵衛 ㊦

十二月十九日

右之内銀百目上 喜七郎すミ申候

喜七

三月四日

右之内百廿四匁四分五リン濟ミ申候

与七 (花押)

十二月十九日

右之内百匁上 善兵衛分すミ申候

善兵

二月九日

右之内百廿四匁四分 甚五上

甚五郎 (花押)

極月十九日

右之内百目上 四郎兵へる

四郎兵

三月廿一日

右之内百廿四匁四分五リン 伝右衛門上 三月六日

九郎兵衛 (花押)

同十九日

右之内百匁上 乘以分相濟申候

乘以

右之内百廿四匁五分うけ渡

伝右衛門 (花押)

同十九日

右之内百匁上 伝右衛門分濟申候

治右

甚右衛門殿 ほんのや まいる

宗佐 (略押)

右之銀相濟申候

伝右

＊全文抹消

九郎兵衛殿 参

8 糸買注文

タテニ七・〇
ヨコニ〇・一

＊全文抹消

(○前 欠)

9 太郎左衛門畑請状

タテ二七・四
ヨコ二六・四

＊全文抹消

請状

釈迦堂畑御預り申に付、御条目之通奉畏候、因而御請一
札」如斯御座候、以上

延享二乙丑

十二月

作人
太郎左衛門

長祢寺
年行支様

当役本行院

10 油通

タテ二五・五
ヨコ一三・七

あふらノかよい

五郎ゑもん殿まいる

十月十四日 いせや

七匁 二升

かいですミ申候

11 樽代等勘定書

タテ三一・八〇
ヨコ四二・八〇

長九年カ筋御中へひかへ

十二月十一日

銀子五拾匁

かつを
卅連

但彦連ニ付銀匁七分つゝ

同日

六拾五匁

樽十ヲ六
但彦樽七匁五分つゝ

同日

八匁

樽之銀

同日

式匁四分

かつを樽ノ
持ちん

十三日

三拾式匁五分

樽五ツ

同日

四匁

樽之銀

同日

一匁

樽持ちん

廿七日

百五匁

樽十五

同日 拾貳匁 樽之銀
同日 三匁 樽持ちん』
廿八日 三拾五匁 樽五ツ
同日 四匁 樽之銀
同日 一匁 樽ちん
^巳正月五日 拾四匁 樽武ツ
(田) 宗徳老へ参候
同日 一匁六分 樽之銀
六日 七匁 樽老ツ
大ケ代へ参候
同日 八分 樽之銀
同日 七分 樽持ちん

廿一日 卅匁五分 米三俵
上相川
同日 八匁五分 ミそ老樽
上相川
同日 一匁四分 塩老俵
上相川
合三百八拾九匁四分
* 此内四十一匁四分
上相川ニ引
引歹□百□十□匁
(○後 欠)

* 横帳の内の一枚

12 紙代等勘定書

二月廿二日 五匁④ かみ一束
二月廿一日

タテ三〇・三
ヨコ四五・四

九匁三分Ⓞ

作兵様
九郎右様

(弁 当)

(佐渡國雄本郡)

川原田へ御越候とき

石州さま御越候とき
(大久保長安)

三匁Ⓞ

(折)
をり沓つ

二月廿八日

七匁五分Ⓞ

おり三つ

同

式匁Ⓞ

(串 柿)
くしかき

同

沓匁

(小豆)
あつき

同

沓匁Ⓞ

(梅 漬)
むめつけ

同

沓匁Ⓞ

良白

同

五匁Ⓞ

(饅 頭)
まんちう

同

式匁Ⓞ

(油 揚)
あふらあけ

同

式匁式分Ⓞ

川原田へ

但シ長持たちん

二月廿九日

一匁三分Ⓞ

(砂糖)
さたう

同

沓匁三分Ⓞ

おこし米

川原田にてかい申候

同

式匁Ⓞ

山ノいも

同

式十めⓄ

川原田ノ

御むかいノ時□□

三月五日

十匁Ⓞ

しなの
ふたちん
孫右門、
間兵へ

三月三日

六十目Ⓞ

(串 貝)
くしかい』

御礼ニ□□

四日

四十三匁Ⓞ

少二郎殿

合百七拾六匁七分

合百七十六匁六分Ⓞ

三月五日

栗井忠右Ⓞ

13 樽代等勘定書*

タテ二九・六
ヨコ三八・三

(○前 欠)

十一匁五リ□^(シ)

□
□
□

三日

廿二匁五分

樽五ツ

同日

三匁二分五リ

樽ノ代

同日

五分

樽ノたちん

三月廿九日

七匁

あつかみ
一東

同日

二匁

(寺)
を

合百六十六匁八分

い上合五百拾四匁八分

卯月十四日

長井九郎兵様

*横帳の内の一枚

14 板物勘定書*

タテ二八・一
ヨコ三八・八

いたの物之覚

廿匁つゝ

一ゆ□し

三端

十五匁つゝ

一く□は

式端

□□匁一分つゝ

一(漢島)からしま

壹端

一(續)からしま

一(續)ねり

三端

十五匁五分

一上ねり

壹端

一ミひろ物

壹端

合物数 拾壹端

但シ艮壹わり引

卯月十八日

わたや
小八郎

いせや
甚三郎(花押)

*横帳の内の一枚

15 宗右衛門米請取状

タテニ八・三、二八・四
ヨコ三八・九、三七・三

如月十八日朝めしより請取米事

合四斗八升五合 与三左衛門殿よりうけ取

合八俵ハ ちちこ俵也 此升め (三脱カ)
四石七斗七升夕

惣合五石貳斗五升五合三夕

此月分ニひきのこつて六斗四升九合あまり申候、五月分ニ

遣申候

五月分三日ニ

七日 一貳俵 一石一斗八升有

七日

一貳俵 一石一斗九升有

十日

一貳俵 一石一斗七升五合有

十四日

一貳俵 一石一斗六升有

十八日

一貳俵 一石八升入

廿日

一貳俵 一石九升三合入

廿四日

一三俵 一石七斗一升有

廿七日

一壹俵 一石一斗

合九石四升九合夕

* 一六斗 (四升九カ) 合有

惣合九石六斗九升八合

六月一日

一貳俵 壹石八升有

四日

一貳俵 壹石八升七合有

八日

一三俵 壹石六斗一升五合有

十二日

一壹俵 五斗五升入

同日

一壹俵 五斗五升

十五日

一壹俵 五斗五升

合五石四斗三升二合夕

宗右衛門 (印)

右之儀かす三十四俵 ちちこより参米之分

※前紙と後紙は別の台紙に貼られているが、本来一紙と考えられるため一緒に掲げた

16 中米屋町助三質物二付願書

タテ三〇・六
ヨコ三六・五

(○前欠)

おき申候、彼勝兵へたしかなる者にて御座候間、無異儀かし申候、右之しち物」正月の九いろとり申候、此内六いろハ」なかれ申候、のこり三いろハいまた利上も」不仕候処ニ、去十八日之夜半時分ニ我等」所へ御奉公人衆と被仰、式人おしこミ」彼勝兵衛ぬす人にて候由申、右之しち物」九いろなから渡し候へと、被申候間、則ち」候て参候処ニ、御奉公人ニても無御座、下」京町七右衛門と申者之所にて彼しち物」ミな」とられ申候、則右之勝兵衛も」其座ニ居申候、其時何かととわり」申候へ共、御法度之由申候てかさおしに」と

申候間、無是非渡し申候、此旨間」召わけられ被仰付被下候者、忝」可奉存候、以上

五月十九日

御奉行様

可被下候、以上

中米や町

助三

三

17 書出し

かき出し

正月廿八日

五分

(括) くらり つかり 七や

卅日

七分

くらり くない

六月廿八日

二匁三分

うすいろ □ねてくそ さけお 一すじ

同日

三匁

たちのちほ 二足

七月五日

六分

いしふくろノお

九日

十匁

にたりノ てくそ 一匁

九月十四日

七匁

うすいろ □ね同 一匁

廿四匁一分か

十二月二日

いせや 九郎兵様

まいる

池田屋

新右衛門

タテ二八・三五
ヨコ三六・五

18 小遣日記断簡*

タテ三三・一
ヨロ三三・〇

小遣之覚

二月廿二日

三匁五分

相川と尾津
までノたちん

同

四分

(絹笠)
あみかさ

同

四分

(草靴)
わらぢ

廿二日晚廿三日朝迄

二匁

川原田にてめし

廿三日晚廿六日朝迄

六匁

大津めしかね

廿七日

二匁

同所にていほへたちん
(佐渡國加茂郡新穂)

五分

□せん

廿八日出入三日ニ

五匁

にいほにてめし

(奥端書) (〇中欠)
「西三川小遣日記」
(佐渡國羽茂郡)

*横帳の内の一枚

19 路用賃書付*

タテ三三・六
ヨロ三三・九

(〇前欠)

六分

同 (鉢崎)

駄賃

四分

はつさき

駄賃

三分

同

同

五月三日

一匁五分

(柿崎)
かき崎

やとへめし万
駄賃二ひき

一匁五分 同

三分

くれ

駄賃

二分

同

同

五月四日

二匁

ふるい

めし

一匁

同

おき銭

一匁三分 同

同

たちん

一匁二分 同

同

たちん

あふき

(名立)
同

五本

一匁

なたち

駄賃

七分

同

駄賃

廿文

同

ちやの銭

八分	野 <small>(能生)</small>	駄賃
六分	同	同
廿文	ちやの銭	
五月五日		
五分	いとり川 <small>(糸魚)</small>	駄賃
三分	同	同
あふき	五本	同
二匁	めし	同
八分	あふ <small>(青海)</small>	駄賃
六分	同	同
廿文	一 <small>(市振)</small>	同
卅文	さかい川 <small>(境)</small>	同
六分	とまり <small>(泊)</small>	同
二分	よこ山 <small>(横)</small>	同
五月六日		
九分	う <small>(上)</small> へ野三日市	駄賃
九分	同	同
八分	めし	同
六分	大 <small>(魚津カ)</small> つ	駄賃
四分	同	同
八分五リン	な <small>(滑)</small> への川	同



七分	同	同
七分	と山 <small>(徳)</small>	同
七分	同	同
五月七日		
一匁五分	ながた <small>(中)</small>	めし
七分	同	駄賃
五分	今 <small>(右)</small> ゆすり木 <small>(助)</small>	同
五分	同	同
五分	めし	同
卅文	同	駄賃
□□	同	同
(○後欠)		
*横振の内の一枚		
20	袴代等勘定書	
さるの	覚	
十一月廿三日		
九匁	る <small>(瑠璃袴)</small> りはかま一つ	
知月六日		
十三匁	□□はくおひ一すち	

ヨタテ
三二五・九

五月一日

十三匁五分

五月廿一日

卅匁

同日

卅三匁

同日

廿一匁

同日

五十二匁

九十匁匁

百四十八匁

七十一匁

十七匁

十二匁

右合五百十匁五分也

「又十三匁 かたひら一たん

六匁 はない袋かへ二つ

（晒）^子 さらし かつひら一たん

（瑠璃）^新 かりかすりしま一たん

（黒）^紅 ころへにをりすち一たん

（白）^生 しろすし一たん

（さらし） かつひら四たん十三匁つゝ

同七端、但二度二十三匁つゝ

新右衛門殿へ参候御かい物

いろく、小日記新右殿可参候

かねひかへ申候

（漢）^島 からしま六たんかい申候代

そめ入巻たん

（羽）^二 ちやノ京はふたへ

（帯）^二 下おひ二すち

惣

百廿九匁五分

九郎兵様

参御

21 銭別覚*

（銀）^一 さかいにてはなむけおほへ

（木樽）^足 一もんめんたひ

一 同

一 たる

一もんめんたひ

一そく 道いかみさま

一そく たんくわのせうし

（後）^帯 一そく

せん右殿

あふきや

与三ゑもん殿

すゝめや

しやふうさま

すゝめや

めう

しやうさへもん殿

しやうき殿

きた となり かみさま

一銀子 一匁

一 一斗たる一つ

一 あふき 三ほん

タテ二五・四九

一 ば(編)じひら 二ひ

ふかまち(深町)さま内
れうほう

＊横帳の内の一枚

22 池田大郎兵衛書状

タテ二六・五
ヨコ四〇・九

〔端裏内封ウハ書〕
〔墨引〕

いせや九郎兵へ様
参御中
いけた
大郎兵衛

以上

夜前ハ御出過分ニ存候、「今日罷下候、左候へハちと用之儀」
御座候間、のちほと懸御目ニ可申入候、其元へ可参候、恐
く謹言

六月十日

池田大郎兵へ
□(花押)

又申入候、御払残之銀子いかほと御座候や、只今御渡
候分うけ取可下候、^(被脱カ)「かやうの儀も以面上可申入候、以
上

23 池田屋二兵衛書状

タテ二八・五
ヨコ四二・七

以上

今朝ハ参得御意本望之至ニ候、「はかま持せ参候、御用次第

ニ御取

一被成候

一上ノはかま斗 十 此代六十八匁

一中上下 十□ 此代七十匁

一きぬもし 十 此代十六匁

御用次第御取おき可被成候、「かしく
^(慶長十七年カ)
後十月三日

〔内封ウハ書〕
〔墨引〕

いせや
九郎兵様
まいる人々御中
いけたや
二兵衛

24 伊勢屋二郎左衛門書状(折紙)

タテ二六・九
ヨコ三九・〇

尚く、くろ舟之事、未^(沙汰)きたなく候、又さらし^(晒)しノぬ
の一たん^(一)まいらせ候へく候

幸便之条一筆令啓候、爰元糸之相場下五百五十匁六十
匁と申候へ共、かいても売てもなく候、小判ハ八十ニ
匁と申候、其外^(外)なにもく相場しれ不申候、金子ハも
はや御売可成外銀子ニ御なし候て、御下□□□申候、

早くさん用極』可申と存候、「以上

(避) 一しやむろ

(東捕塞) 三さう

一かほちや 一さう

(臣宋)

一るすんハ参申由」候へ共、未しれす候、「以猶次面之万々」

可申入候、恐惶謹言

六月十六日

いせや二郎左衛門

秀弘(花押)

(内封ウハ書)

一(墨引)

いせや 九郎兵

まゐる

同 塚 二郎左衛門

25 伊勢屋二郎左衛門書状(折紙)

タテ三三・六
ヨコ四五・〇

尚く、委細ハ」四郎左衛門ニ申入候

御状拝見申候、此中も」人上せ申度候へ共、若キ者」皆煩申、

其上「手前」あきない事ニいそかわしく候間、「無其儀候、爰

(相場) 元そうはノ事

何も菅丸ニ付

(蘇芳) 一すわう

百拾匁

又ハめノよきハ百十三匁四匁

(下) 一ちやうし 四百五十匁

(山婦来) 一さんきらい 八十匁

(阿仙薬) 一あせんやく 二百八十五匁

是もよきかいをきにて候

一黒舟糸ノそうハ

十五匁ニねたち申由候

あらまし右之分にて御入候、「さんきらいなとハ無用かと存

候、「すわうノ儀ハ塚中ニ」三百丸ほとノつもりにて候、「

乍去さしかへ□□分」ならてハ売申間敷候」かと存候、残ハ

来三月ノ」中ニして百廿二匁三匁にて候、「其元京伏見中ノ

すわうノ」つもり御返事□承度候、「皆々御同道候ハ、大

坂まで」御下可有候、塚へハ御無用」にて候、めせはき所ニ

て候間、「扱々申入候、我等大坂まで」罷出談合可申候、恐

惶」かしく

いせや

二郎左衛門

秀弘(花押)

霜月十九日

いせや 九郎兵殿

まゐる

26 木村勘七書状

タテ二七・七
ヨコ四五・六

(端裏内封ウハ書)

一(墨引) 九郎兵様

を」

以上

以書狀申上候、銀之儀「未渡不申候哉、左様ニ」候ハ、御引替候て成共「御渡し可為本望候、」もはや永々ノ儀ニ「御座候間奉頼存候、」度々申上儀も迷惑「奉存候間、猶々頼申候、」恐々謹言

十八日

勘七（花押）

尚々、御むつかしき「儀のミ申上はかりニ」候へとも奉頼存候、以上

27 木村勘七書狀

タテ三二・四
ヨコ四〇・六

(端裏内封ウハ書)
「カ」カ兵様 カ勘七
「カ」

尚々、頼申候、以上

一兩日ハ不能面上「御床布存候、仍」銀子之儀切々「申かね候へとも、少」御申候て可被下候「頼入存候
一、や三右衛門舟帰朝「仕候よし風聞」御座候、御存候ハ、
御しらせ頼申候、」恐々

(〇後 欠)

28 杉村作二書狀*

タテ三五・四
ヨコ三二・四

(〇前 欠)

長弥大郎殿ニてうり申候、扱々「此中ハ御床□存候、此(註)ちう」文さへ御見せ候て可給候、「今日者伏見へ罷帰り申、いそぎ」申候間、万御きもいりたのミ申候、「恐々謹言

九月二日

(花押)

*年月日未詳杉村作二書狀と同一花押

29 杉村新丞書狀（折紙）

タテ二八・三
ヨコ三七・三

其後ハ不申通候、仍「我等も昨日伏見ま」て罷上候、其方弥「無事候哉、深町殿」女房衆其方ニ御入候由、「御氣遣と存候、何も」以參可申談候、扱も「其後御床敷事ハ」中々無申計候、「いそぎ御左右斗」如此候、恐々謹言

三月十六日

杉新丞（花押）

九郎兵へ様

30 杉村新丞書狀（折紙）

タテ二七・〇
ヨコ三八・九

以上

十八日之御状拜見申候、「銀子之儀申入候処ニ、「三百目喜三郎ニ御」渡し之由、手形可進候」へ共、喜三郎切帛^(提)仕置候由申候間無」其儀候、又上京いせ」屋九郎兵へ所にてさげ^(金籠)しさらうあつらへ申候、「代良百式拾めか三拾」めにて可有之候、銀子」百四五拾め持せ候て」御やり候て可被下候」いたにてと約束申」候間、能銀を急^(カ)キ」此折かミ參次第ニ」被遣候て可被下候、「九郎兵へやと無御存」候者二条之御屋敷」加内甚兵へ方へ可有」御尋候、返^(カ)く銀子」いそき候て御渡頼申候、「恐^(カ)く謹言

五月十八日

(花押)

〔内封ウハ書〕 (墨引)

備中^ろ

大仏にて

杉新丞

甚左衛門殿

まごゑる

31 大黒屋次兵衛書状

タテ二八・四
ヨコ四〇・四〇

〔端裏内封ウハ書〕

いせや

大こくや

(墨引) 九郎兵様

次兵衛

御中

以上

此中者久不懸御目無」□□仕候、当年者長崎へハ」御下なく候や、まき物」など御かい候て御尤候、又申候、「此一樽去方^ろ得申候間、「則送進之候、御遣」被成可被下候、猶期貴面候、「恐惶謹言

(慶長十七年カ)

壬十月六日

次兵へ

(花押)

尚以、こふく^(吳服)なとかさねても」申来候ハ、御用儀候者御申」候て可被下候、せいもんを以成共可申候、「五条通か三条通取候て御用ニ

(○後 欠)

32 長右衛門書状

タテ二六・七
ヨコ三七・九七

以上

御報忝存候、いつれも」めんにて万可申上候一先度れうせん^(合)にて」御物語候、いつれも□」めんにて御た^(談)んかう仕度候、恐^(カ)く謹言

(慶長十七年カ)

壬十 十日

(花押)

〔内封ウハ書〕 (墨引)

いせや九郎兵へ様

長右衛門

□□

33 豊 勝左衛門書状(折紙)

タテ三二・二
ヨコ四四・二

以上

就幸便一筆申入候、其許御普請相調申候哉、備中へ「天氣次第被成御」下候、もはや其元へも罷上事成間敷候、備中へ罷上候者、懸御目可申承候、又御無心之儀御座候へ共、「此折帛弥右さま御」内市兵へ所へ御届候て可被下候、御頼存候、扱御無心之儀御座候へ共頼存候、尚重可得御意候、恐謹言

五月十七日

高(花押)

(内封ウハ書)
(墨引)

長九郎様
人々御中

豊勝左

34 豊 勝左衛門書状(折紙)

タテ二七・七
ヨコ三〇・七

尚、御仕合能候由目出度候、「かしく

長崎より御仕合能早御上之由、玆重存候、爰元可有御下之由被仰越候哉、先御無用之由、ふか町被申、来春ハ早可罷上之間、其切者必懸御目候て、万事可

申承候、於爰許御用之儀候者、越候、恐

(内封ウハ書)

松山

いせや

九郎衛様

まいる人御中

豊勝左

35 西 七兵衛書状(折紙)

タテ二八・五
ヨコ三五・九

(前欠)

御心得頼存候、節々参候而御造作相成候、幾度申候而も此孫七郎と申者煩本腹仕候様ニ仕遣度候、我等

ノ代官所にか村と申所ノ庄やにて候、方御立聞て

よきくすしに御あわせて可被下候、以上存候、已上

円清へ御をしへて被遣候而可被下候、已上

先度者度々参候一処ニ種々御懇之至忝存候、随而此孫七郎と申もの少煩氣ニ御座候而、為養生備中より罷上候所、我等代官所之者にて候、其元ニてきどくをなをし申仁

御座候ハ、御きもいり候て被遣候而可被下候、煩ハ上

氣にて候、承候へハばてれんに色々きとくをなをし申

候由、内々松兵庫殿御物語にて候間、左様之儀もちと貴様ノ御才覚候而被遣候者、我等別而可忝候、自然其上

ニ此もの逗留中御無心など申事候ハ、御馳走候而可被下候、頼存候、たしかななるものにて候間、さて申上候、

恐惶謹言

(慶長六カ七年)

六月廿一日

西七兵

(花押)

(○宛名欠)

36 白平次、西 七兵衛連署書状(折紙)

タテニ九・一
ヨコニ八・六

以上

井加兵殿其地へ御「帰被成候由候、人」参候付而、態此者「
被遣、内々明日者ふか町殿」ふしミへ御上候処ニ「相定候へ
共、加兵へ殿ニ」御見参候而可有御「上之由にて、明日之
伏」見上被相延候、明「後日廿二日ニ可罷」上之由被申候而、
今明「之間加兵殿御下を」

二月廿日

西七兵

(花押)

白平次

豊 (花押)

いせや
九郎兵様
人々御中

37 西 七兵衛書状(折紙)

タテニ八・八
ヨコニ六・八

尚々、此わきさしと「此書状今日罷上者ニ」貴様小者御
そへて六右衛門」と申者ノ所を御尋させ「候て可被下候、
頼存候、人も」すくなく候て御事かけ」を存候へ共、頼
申候、く、以上

此中へ御造作無申斗候

一六左殿銀子必々「明日頼申候由被申候、」いかやうに被成
候而成共、「明日御持参待申候、」一日も延申候ほと「我
等も返事ニ仕」かね候、御手前も御「笑止存候

一人遣無御座候ニ「無心千万ニ御座候へ共、」我等之者うつ
けて「前後人を尋申」事

「可忝候、四条通一町」かミにてそうけんぎやう」のま
へほり川六右衛門」と申者を御尋候而「被遣候而可被下候、
頼」存候

一はくや弥右衛門ハ「いつれへ被参而留」主にて候哉、承度
候

一御内儀様へも御心」得頼存候、恐惶謹言

二月廿七日

(花押)

(内封ウハ書)

(墨引)

(墨引)

いせや

九郎様 西七兵

御中

38 西 七兵衛書状(折紙)

タテ二八・三
ヨコ三七・二

少用候而其「元人を遣候間、「一書令啓候、「やまも」少任」
到來進入候、「恐惶謹言」

六月七日

西七兵

(花押)

九郎兵へ様
人々御中

39 西 七兵衛書状(折紙)

タテ二七・九
ヨコ四一・九

より銀子をこし候て「成共可進之候間、よき」ものを頼存
候、この「ほかむつかしき仁」にて候間、其心得候而「可
被下候」

一貴様より喜左所へ「被致候白はふたい、「此ほとへ」にそめ
に仕、「うらに可仕候由にて」紅三十斤をろし」被申、そ
め被申候へハ、「よこにだんすじ」のこことくきわづき」い
ろあしく御座、「さためてきいと」をませてをり」申たり
物にて候に、「右より左様之理を」無心申候とて、喜左」

貴様へ腹立にて候間、「定而貴様もいろ」そめにハそめて

御」おほへあるましく候間、「無御理候事尤と、我等」申
候へハ、何とて貴様無」御存事ハ有之間布と」被申候、右

□のへをしつ」ついに仕候とて腹立」被仕候

一ふか町印籠ノ代銀、「先日御返候銀悪候而、「先様へ不取
候付而、御」返候哉も被存候而、上」はいふきを只今拾
沓奴」平二殿へ言伝上申候、但」ねちかいて先様ヨリ」銀
子返候哉、敢前何共無」之、先様に不請取候間、「御返候
とまで承候付、「さて右之□候、恐惶謹言」

八月廿日

西七兵

(花押)

いせや
九郎兵様
人御中

40 西 七兵衛書状(折紙)

タテ二九・五
ヨコ三九・〇

尚く、いそき書中」さつと申上候、已上
長さきより御仕合」早々御上目出度存候、「就夫此方へ可有」
御下候由被仰越候、「御下候事御無用之由、「ふか町被申候
間、年」内御下候事御用」捨尤候、来春ハ早く」被罷上候間、
其時以」貴面可申承候、次」我等御無心申候さめ」御調候而

御上之由弥「重存候、此方にて御」入不申候間、大坂(カ)の我等
上候時御礼可申「上候、恐惶謹言」

十一月廿四日

(花押)

(内封ウハ書)
「(墨引) まつ山
より」

九郎口衛様 西七兵

御返報

41 西 七兵衛書状(折紙)

タテ二八・六
ヨコ四二・三

此便着候間、書中「不具候、いせ二郎左殿へも」右之通
御心得頼存候、「いそきて書中不承候、」以上

(山田)
宗味御下向候時「御状拝見申候」

一 遠江様御下ニ「付、三日朝御茶」を被上候、くわいせき(櫃石)

なども殊外出来、「御さげん無残」所如前く、色く様く」

御用共被仰付、少も「相替儀無之候、」七月よりこのかた」

の口口をとかし申候、「かやうに目出度相」濟可申とハ我

口不存、三日之朝迄ハ「氣遣仕候処ニ、千」秋万歳をうた

ひ「申候、此外くとく」申候へハほこりたち「申候間、筆

を留申候、「春ハ早く罷上相」積儀可申承候

一 平左殿御下候時「くわいし(櫃紙)六百韻髓頂戴仕候、重而」上可

申候間、北野へ「御こめ候而可被下候、」所願目出度成就」

所く忝存候

一 正月ニハ無御失念「早々ニ行相にて又」百韻御あつらへて」

可被下候、奉頼候、恐惶謹言

十二月四日

西七兵

(花押)

いせや

九郎兵様

人々御中

42 深町喜左衛門書状(折紙)

タテ二九・二
ヨコ三五・〇

以上

便宜候間、一書申「入候、修理殿御煩」御本腹之由申候て」

満足申候、則先度「音信之物遣候間、」貴所も人を御」添

候而可給頼申候、「委細者此平右門」可申候間、閑筆候、」

恐く謹言

卯月十八日

正(花押)

(内封ウハ書)

「(墨引)

6

いせや
九郎□衛殿
まいる
ふか町

43 深町喜左衛門書状 (折紙)

タテ二八・八
ヨコ三五・二

尚く、其元へ無之候ハ、(大文字屋)「大もんしやにて成共」こひ
しやにて成共」御取候て可被下候、かしく

先度者台子」ふろかま御売候而」給候哉、様子承度候、「代
銀先度上申候、「可有其心得候、但」其分にてたり不申候
哉、「様子(鈍子提)き、申度候、

一てうし・ひさけ」未出不申候哉、此代銀ハ」いまた遣不申
候尤申候、「此ものに可給候、ひとり」なりとも出来申候
哉、「様子承度候

一はふ□□」心得」可給候、いづれも懸御」目可申入候、
恐く謹言

五月六日

深喜左

正 (花押)

いせや
九郎兵衛殿

44 深町喜左衛門書状 (折紙)

タテ二九・四
ヨコ二八・三

(○前欠)

りやうにて候間、いか」にもうつくしく候を」頼申候
一先度あつらへ候物」出来候ハ、よく」念を御入候而、
牛所」(印判)いはんを御をし」不申を御下候而可給候、「もし
出来不申候ハ、「いそき御あつらへて」御下頼申候、猶
あと」より可申遣候間、委」不申候、恐く謹言

十一月五日

ふか喜左

正 (花押)

(宛名欠)

45 又右衛門書状

タテ三二・四
ヨコ四六・〇

(端裏内封ウハ書)

一 (墨引) 正

郎兵衛様

人々御中

又右衛門

尚く、四郎右衛門をハ御のけ候て」為其申入候、以上
昨日者御札忝存候、「則御返事可申入候処ニ、他出仕候て」
無其儀候、弥く御折帛□」御肝煎奉頼存候、然ハこのクミ」
八人之内四郎右衛門をハ御のけ候て」御折帛御とり可被成候、

このくみの「うちへハ入申間敷候由申来候、」其御心得可被成候、恐惶謹言

九 七日

(花押)

(宛名欠)

46 山か屋二郎兵衛書状(折紙)

タテ三二・五
ヨコ四五・四

尚々、銀子之事、「此者ニ可被仰下候、拙者」罷上度候へ共、目養生」いたし候間、近日」罷上可得尊意候、以上

乍恐一書令啓達候、豊州様いつ比御」上落候哉、早々以参上」可得尊意候へ共、先度」目煩候ゆへ不能其儀越候、「少成共よく候者、其元」御左右次第罷上」可申候

一先度大坂へも申上候」爰許御借銀之事、「今月御請被成候哉、「かし候所」拙者何と」仕候、そと尋申候ま」態為其人遣申候

一(目束)るすんる船三そう」帰朝申、是ニ白糸過分ニ」来候、はや帰朝之衆」はりく罷上、白糸うり」くづし申、白糸一三百目」つゝニうり申候、殊ニ当年之ハ」上々ニ候、其許ニて馳走」御座候ハ、跡」御物も」過分ニ上可申候ま」一〇四百目其許候者、「御うり候て可然存候

一くろ船来参候か、とかく」参候よし、さた申候てうりて」おしく候、恐惶謹言

七月廿五日

山かや二郎兵衛

(花押)

塩権兵様

まいる人々御中

二郎兵衛

(関西大学非常勤講師)